

AI 活用推進ラボ業務委託に係る企画提案公募要領

1 業務の概要

(1) 業務名

AI 活用推進ラボ業務委託

(2) 業務内容

別紙「AI 活用推進ラボ業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

2 見積限度額

総額 46,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

各業務の概ねの配分内訳額は以下のとおりとし、提案においてはこれを目途とし積算すること。

業務	金額	AI 活用推進ラボ業務委託仕様書該当箇所
AI 活用推進ラボ事務局の企画運営及び AI エキスポ以外の業務等	21,000,000 円	3 (1) ア、ウ～オ及び 3 (2) ～(4)
AI エキスポ開催の企画・運営	25,000,000 円	3 (1) イ

3 応募資格

企画提案公募に応募できる者は、次の条件を満たす単独の法人又は本件業務受託のために結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

なお、共同企業体として応募する場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が委託業務の全てを他の法人に再委託することは不可とする。）

(1) 法人又は共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件

単独の法人又は共同企業体であって、それぞれ次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- オ 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。
- カ 本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体としての資格要件

- ア 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
 - イ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
 - ウ 共同企業体を構成する者で次の事項を定めた協定書を締結していること。
 - (ア) 共同企業体の目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表構成員の名称及び権限
 - (オ) 各構成員の責任
 - (カ) 取引金融機関の名称
 - (キ) 業務期間中における構成員の脱退に関する措置
- なお、本件契約締結後に、共同企業体の協定書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ県と協議すること。

(3) 単独法人としての資格要件

- 3 (2) 「共同企業体としての資格要件」のア及びイを1法人で満たすこと。

4 説明会

(1) 説明会の開催日時、場所

本業務の企画プロポーザルを実施するにあたり、下記のとおり説明会を開催する。

- ・ 日時：令和8年3月30日（月）14時から
- ・ 方法：オンライン

(2) 説明会の参加申込み

- ・ 説明会参加を希望する場合は、3月27日（金）17時までに団体名、参加者名、連絡先電話、e-mail アドレスを、電子メール（ngt050030@pref.niigata.lg.jp）により提出すること。
- ・ 電子メールの件名は「AI 活用推進ラボ業務委託説明会申込」とすること。

5 質問の受付・回答

公募要領についての質問は次による。

なお、電話や来訪による質問や、期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

様式1「AI 活用推進ラボ業務委託」質問書

(2) 提出期限

令和8年4月2日（木）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

- ・ 電子メール（ngt050030@pref.niigata.lg.jp）により提出すること。
- ・ 電子メールの件名は「AI 活用推進ラボ業務委託質問書」とすること。

(4) 質問の回答

令和8年4月6日（月）までに、県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、公募要領及び委託仕様書の追加又は修正とみなす。

6 参加申込書の提出

本企画提案公募に参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

様式2 「AI活用推進ラボ業務委託」公募型プロポーザル参加申込書

(2) 提出期限

令和8年4月8日（水）17時15分まで（必着）

(3) 提出方法

- ・電子メールに（ngt050030@pref.niigata.lg.jp）より提出すること。
- ・電子メールの件名は「AI活用推進ラボ業務委託参加申込書」とすること。

7 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書

(ア) 「AI活用推進ラボ業務委託仕様書」を踏まえ、以下の事項について提案すること。

a 全体

- ① 仕様書に記載する実施内容について、目的、内容、実施形式（対面、オンライン等）、期待する効果等を具体的に提案すること。
- ② 独自提案がある場合には、目的、内容、実施形式、期待する効果等を併せて記載すること。
- ③ 実施スケジュール
- ④ 実施体制

b AI活用推進ラボの企画・運営等

支援プログラムの内容、実施体制、スケジュールなどを具体的に提案すること。

c AIエキスポ開催

エキスポの内容、集客方法、実施体制、スケジュールなどを具体的に提案すること。

(イ) 提案書の表紙は「AI活用推進ラボ業務委託企画提案書」と標記し、会社名を表示すること。なお、文字サイズは12ポイント以上とすること。形式はパワーポイント形式も可とする。

(ウ) 企画提案書は、A4版縦、横書きとする。

(エ) 同一事業者が複数の提案に関わることはできない。

(オ) 提出期限を過ぎた際の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 様式3 類似業務実績一覧表

ウ 見積書

見積の総額及び内訳について作成すること。（様式任意）

※押印は不要だが、書類上に「発行責任者及び担当者」の氏名、連絡先を記載すること。記載ができない場合は、電子メールでの提出の場合において、電子メール本文に記載があれば、当該書類上への記載は不要とする。

エ 共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体協定書の写し

(2) 提出期限

期限：令和8年4月16日（木）17時15分

(3) 提出方法

- ・電子メール（ngt050030@pref.niigata.lg.jp）により提出すること。
- ・電子メールの件名を「AI 活用推進ラボ業務委託企画提案書」とすること。

（４）その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

8 書類による第1次審査の実施

本プロポーザル協議に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、あらかじめ審査委員会にて企画提案者によるプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。その場合には、第1次審査結果について、提案者それぞれに電子メールで通知する。なお、詳細については別途通知する。

9 審査日の連絡等

審査日は4月下旬に開催することとし、4月21日頃、審査日時等を電子メールで通知する。

10 審査の実施

（１）審査方法

審査委員会において、書面及び企画提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。
（審査委員会はオンラインにて実施予定）

（２）評価基準

次の基準に基づいて審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

評価項目	内容	審査の視点	配点
1 取組 内容	施策との整合性	● 仕様書の趣旨を理解した上で企画立案している	10
	具体性・実現性	● 適切かつ具体的な方法が提案されているか ● 本事業の成果を高めるための創意工夫が見られ、かつ実現可能な内容であるか	20
	事業効果	● 支援プログラム及び AI エキスポ開催により、県内企業における多くの AI 活用の組事例が創出され、県内企業へ効果的に横展開が見込まれる内容となっているか	40
2 スケジュール		● 本事業の実施について、適切なスケジュールが設定されているか	10
3 業務を遂行する上での体制や実績		● 本事業について効果的に実施できる体制が提案されているか ● 過去に、同様の支援やイベント開催の実績があり、本事業を遂行する十分なノウハウを有しているか	10
4 見積の妥当性		● 見積りの内容が適正と判断できるものか	10
計			100

※同点となった場合、見積金額が最も低い事業者を選定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに電子メールで通知する。

11 日程

募集公示	3月19日(木)
説明会	3月30日(月) 14時00開始
質問受付期限	4月2日(木) 17時15分
質問に対する回答	4月6日(月)
参加申込み期限	4月8日(水) 17時15分
参加資格の審査結果通知	4月10日(金)
企画提案書の提出期限 (必要に応じ書類による第1次審査実施)	4月16日(木) 17時15分
審査委員会(プレゼンテーション審査)	4月下旬(予定)
審査結果通知	4月下旬(予定)
契約	5月上旬(予定)

12 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案と決定した者と委託契約の協議を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行ったものと契約に至らない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結することができる。

13 留意事項

- (1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書について、県は、提案を行った者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、様式4「公募型プロポーザル参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
ウ 期限後に企画提案書を提出した者
- (7) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、新潟県に帰属する。

14 問合せ先(担当課)

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部 創業・イノベーション推進課 新事業支援班 担当：岡村、山川

電話番号 025-280-5718

FAX 番号 025-280-5508
E-Mail ngt050030@pref.niigata.lg.jp